

平成 2 8 年度第 2 回

大阪府都市計画審議会資料



# 平成28年度第2回 大阪府都市計画審議会

## 資 料 目 次

議案番号	案 件 名	ページ
412	東部大阪都市計画道路の変更	1
413	東部大阪都市計画道路の変更	3



東部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定）

【守口市域】

1. 変更内容

名 称	延 長	幅 員	備 考
1・2・209－2号 大阪門真線	約 100m	30m	追加 (延長 L=約 100m) 構造形式 (地下式)

2. 変更理由

大阪都市再生環状道路の一部を構成する道路であり、都心部に集中する通過交通を分散させ、交通渋滞を緩和させるため、本案のとおり 1・2・209－2号大阪門真線を追加するものである。

また、本都市計画による 1・2・209－2号大阪門真線事業が周辺環境に与える影響については、環境影響評価法に基づく環境影響評価書のとおりであり、都市計画を定める上で支障がないと判断する。



## 東部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定）

## 【門真市域】

## 1. 変更内容

名 称	延 長	幅 員	備 考
1・2・223-1号 大阪枚方京都線	約 3,920m	30m	一部区間及び一部区域の変更 (変更前区間：約 4,350m)
3・1・223-2号 大阪枚方京都線	約 4,490m	64m	一部区域の変更
1・4・223-2号 大阪門真線	約 580m	18m	追加 (延長 L=約 580m) 構造形式 (嵩上式)

## 2. 変更理由

大阪都市再生環状道路の一部を構成する道路であり、都心部に集中する通過交通を分散させ、交通渋滞を緩和させるため、本案のとおり 1・4・223-2号大阪門真線を追加するものである。

また、本都市計画による 1・4・223-2号大阪門真線事業が周辺環境に与える影響については、環境影響評価法に基づく環境影響評価書のとおりであり、都市計画を定める上で支障がないと判断する。

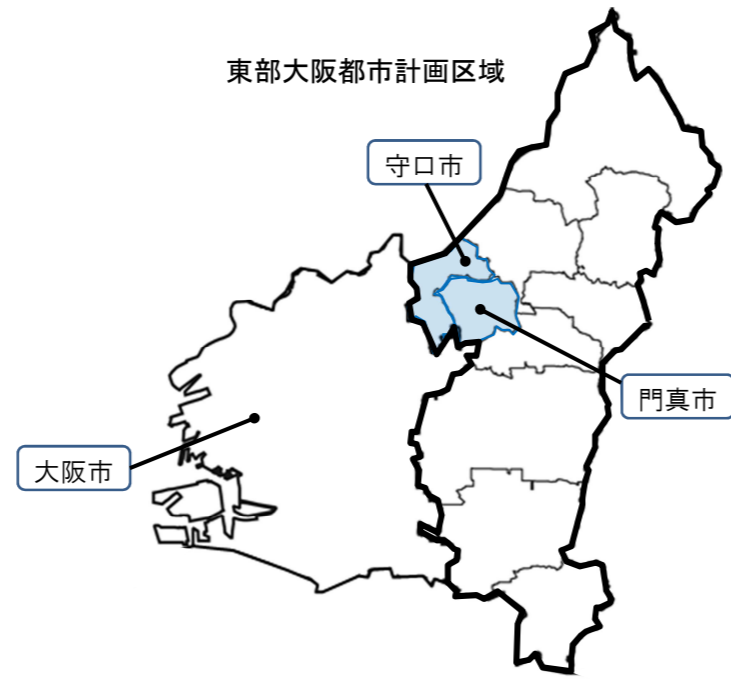
また併せて、門真ジャンクション周辺の土地利用状況及び地域交

議第 413 号

通について再検討した結果、1・2・223-1号大阪枚方京都線  
及び3・1・223-2号大阪枚方京都線を本案のとおり変更しよ  
うとするものである。



# 位置図



【門真市域】  
1・2・223-1 大阪枚方京都線  
3・1・223-2 大阪枚方京都線

【門真市域】  
1・4・223-2 大阪門真線

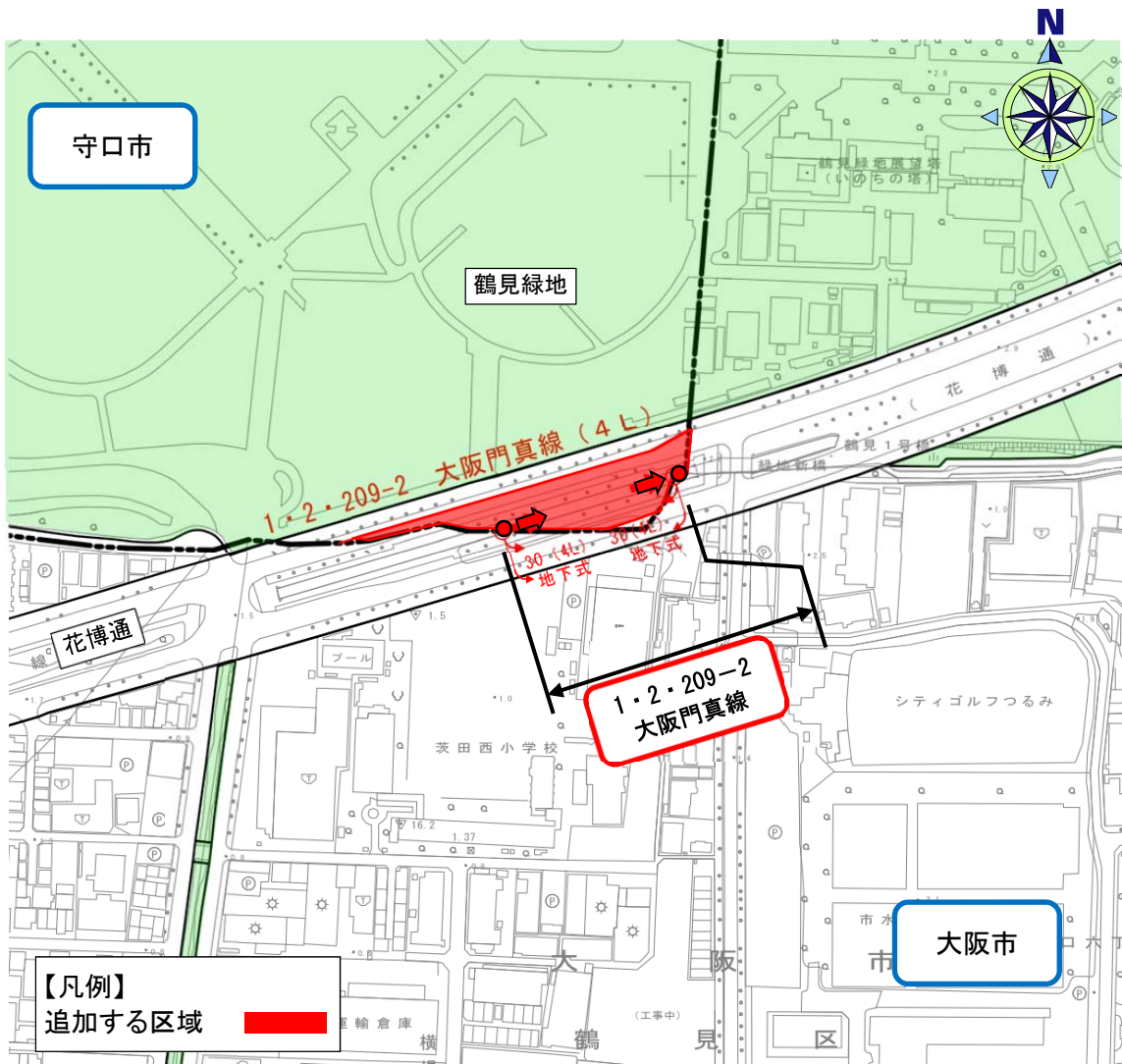


【凡例】  
変更及び追加する区域 ——

【守口市域】  
1・2・209-2 大阪門真線



計画図

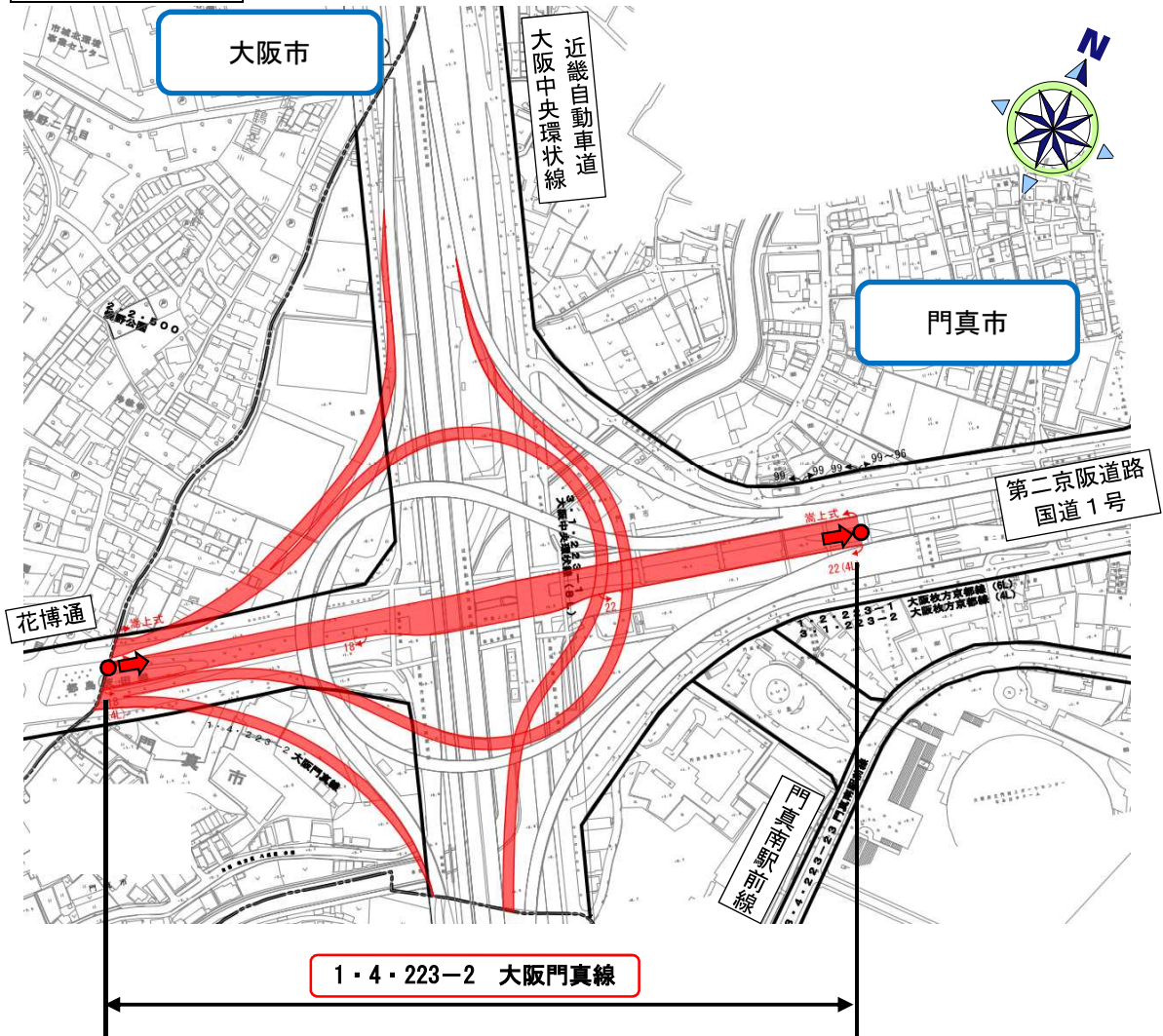


決定の概要

1・2・209-2 号 大阪門真線

- 新規追加
- 【延長】 L=約 100m
- 【幅員】 W=30m

計画図



【凡例】

追加する区域



決定の概要

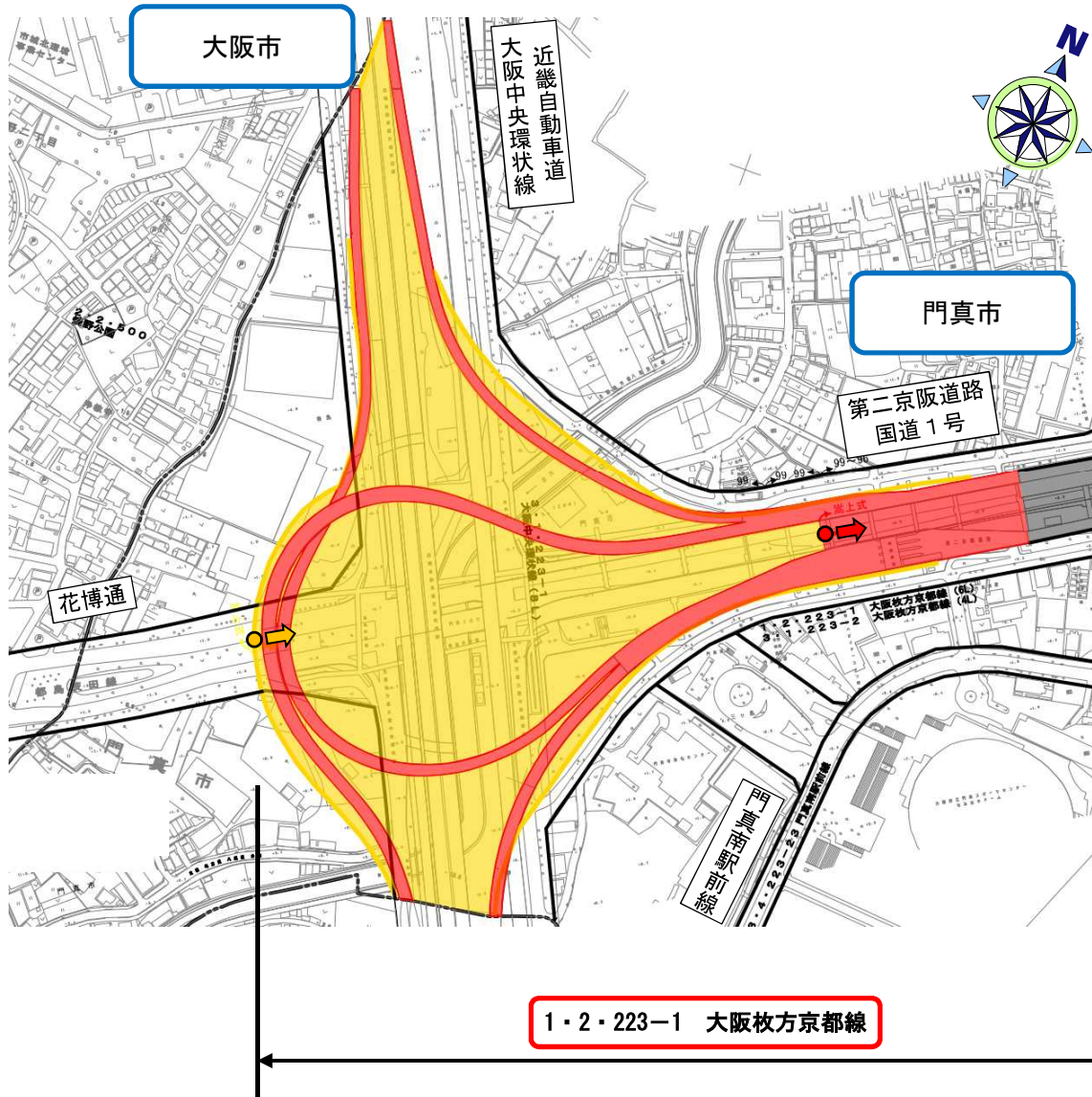
1・4・223-2 号 大阪門真線

●新規追加

【延長】 L=約 580m

【幅員】 W=18m

計画図



【凡例】  
変更前の区域   
変更後の区域

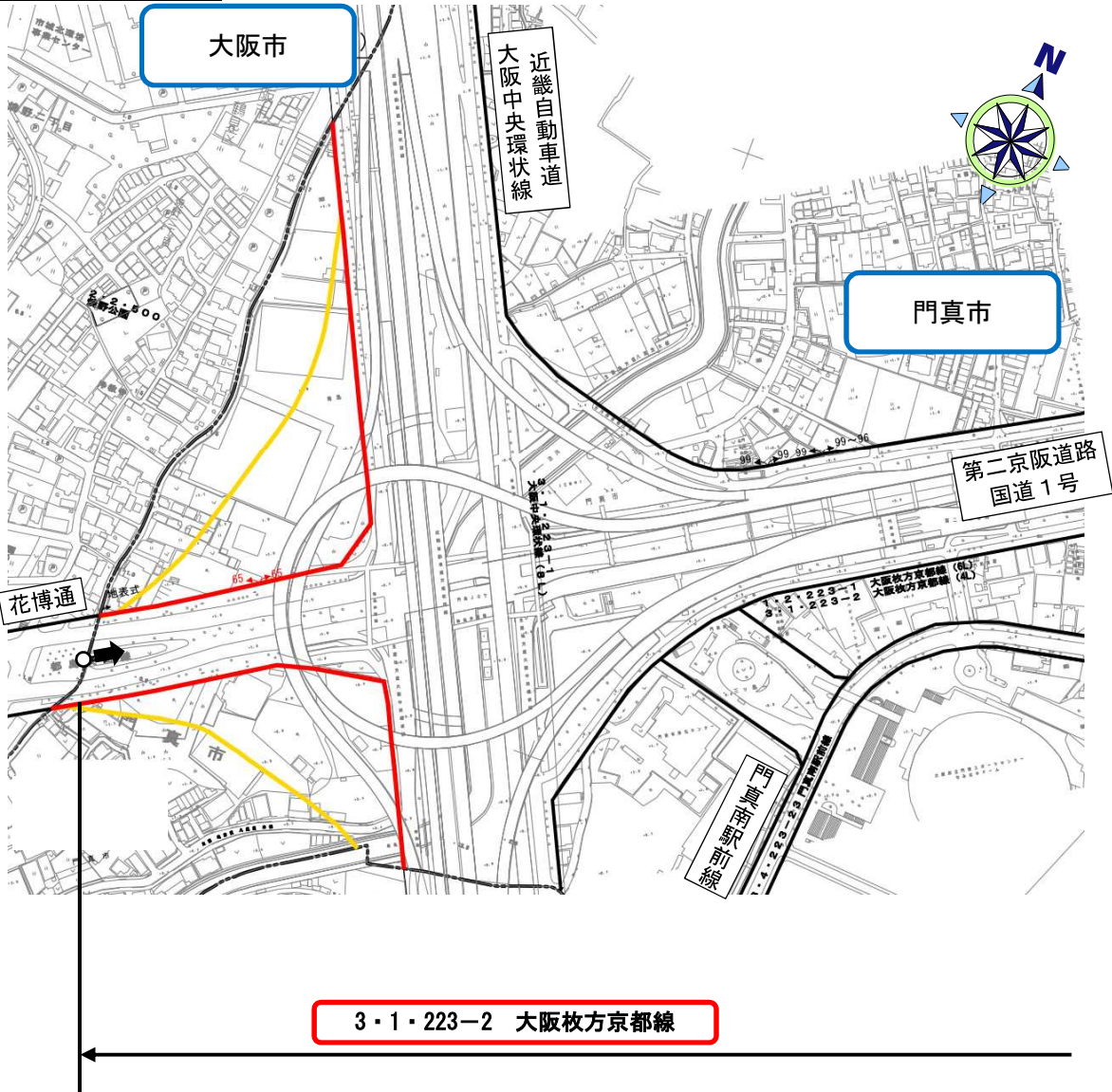
変更の概要

1・2・223-1 号 大阪枚方京都線

- 一部区間及び一部区域の変更

【変更前延長】 L=約 4,350m  
【変更後延長】 L=約 3,920m

計画図



【凡例】  
変更前の都市計画線 —  
変更後の都市計画線 —

変更の概要  
3・1・223-2 号 大阪枚方京都線  
●一部区域の変更